

学校給食費に対する国の支援金の使い道は

財政負担の軽減分は、町の事業全体のバランスで判断

問 本町は、既に学校給食の完全無償化を行っているので、今回の国の支援金は、町の負担軽減となる。これを更に食材や給食内容の充実に向けて考えは。

答 児童一人当たり月5200円の支援措置は、財政負担の軽減にはなるが、これまで一般財源で支えてきた分の補填でもある。人件費、建設コスト、光熱費など固定的経費の上昇で決して余裕のある予算編成ではない中、町が行う事業全体のバランスで使い道を考えたい。その上で、地産地消、地元農産物の活用拡大、食育との連動は今後研究検討していく考えだ。



藤岡 緑
議員



みんなの期待に沿う給食を
北伊予小学校

ヤングケアラーの支援強化体制は

早期発見と継続的な支援が重要であると考え

問 ヤングケアラーは、外からわかりにくく、本人や家族の自覚がない場合が多い。支援強化の対策は。

答 令和6年の子ども・若者育成支援推進法改正により実態把握の充実と支援体制の整備が求められている。本町では、町内の小中学生・高校生年代の子どもを対象に年1回のアンケートを実施。結果を踏まえ、福祉・教育両部門が連携し、研修を受けて更にきめ細かい支援を行っていく。

家庭環境の差異で、子どもたちの将来が左右されない社会に。

国の学校給食費無償化制度の枠組は

今回の措置で基準額分は国費で、町の財政負担は大きく軽減

問 令和7年度から全額一般財源で実施している小中学校給食費の無償化に対して、今回の国の措置は。

答 令和8年度から、公立小学校の児童1人当たり「月額5200円」を基準額として支援するもの。

国及び都道府県がそれぞれ1/2を負担して都道府県から交付するもので、自治体が実施する無償化経費の一部に充当する構造である。これまで町が一般財源で全額負担してきた部分の一部が国費に置き換わるという構図で、言い換えれば「全額自己負担」から「多くの部分が国費負担」へと変わるといっていいことである。



影岡 俊範
議員



北伊予中学校

ディスレクシアへの対応は

教育と福祉が連携し、誰一人取り残さない学びの場づくりを

問 ディスレクシア※について、本町の教育・福祉の対応は。

答 学校現場では、特別な支援が必要な児童生徒を早期に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う。

また、特別支援連携協議会を設置し、学識・医療関係者、児童発達支援の福祉関係者、行政内の福祉・子育て支援担当者との連携を図る体制を構築している。

※ディスレクシアとは、知的発達に遅れはないが、文字の読み書きに著しい困難を示す学習障害

国の支援は小学校であるが、松前町は先行して中学校の給食費も無償化してるんだね。